

**第 2 0 7 回**  
**沖繩地方交通審議会**  
**船員部会 議事録**

令和 8 年 3 月 1 9 日 (木)

沖 繩 総 合 事 務 局

# 第 2 0 7 回 沖 縄 地 方 交 通 審 議 会 船 員 部 会

日 時 令和 8 年 3 月 1 9 日 ( 木 ) 1 1 時 0 0 分  
場 所 沖 縄 総 合 事 務 局 5 階 「 海 技 試 験 室 」

出席者 :

公 益 委 員	上原委員、大城委員、豊川委員
労 働 者 委 員	柴田委員、大城委員
使 用 者 委 員	角委員、桃原委員、亀谷委員

沖 縄 総 合 事 務 局	宇久田船舶船員課長、 宜名真海事振興・防災危機管理調整官、 宜保課長補佐、 桑江係員
---------------	---

## 議 事 次 第

○開 会

○議 事

1. 第 2 0 6 回 船 員 部 会 の 議 事 録 承 認 に つ い て
2. 管 内 の 雇 用 状 況 に つ い て
3. 意 見 交 換

○閉 会

( 配 付 資 料 )

- |        |  |
|--------|--|
| 資料 1 . | 第 2 0 6 回 船 員 部 会 の 議 事 録 ( 案 )                        |
| 資料 2 . | 船 員 職 業 紹 介 実 績 等 一 覧 表 ( 令 和 8 年 2 月 分 )              |
| 資料 3 . | 令 和 7 年 度 船 員 に 係 る 最 低 賃 金 額 の 改 正 作 業<br>ス ケ ジ ュ ー ル |

## 上原部会長

定刻でございますので、第207回船員部会を始めさせていただきます。本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願いします。

## 事務局（桑江）

本日は、公益委員3名、労働者委員2名、使用者委員3名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして配付資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

## 上原部会長

それではまず初めに、前回、第206回の議事録の承認を諮りたいと思いますが、お手元の議事録案をご確認いただき、何かご質問はございますか。原案のとおり承認してよろしいですか。

～ 各委員より「はい」の声 ～

## 上原部会長

異議がありませんので、承認されたものといたします。

続いて、議事の2「管内の雇用状況」について、事務局から説明をお願いいたします。質問は最後に受け付けたいと思います。

## 事務局（宜保補佐）

令和8年2月分の管内雇用状況等の概要についてご報告いたします。

### ● 求人状況について

新規求人数は13件でした。

新規求人における内訳としては、

- ・ 曳船に係る県内事業者1社より、機関士1名、
- ・ 台船に係る県内事業者1社より、ガット士1名、
- ・ ガット船に係る県内事業者2社より、機関長又は次席一機士2名、ガット士2名、一航士1名、クレーン士2名、一機士1名
- ・ 旅客船に係る県内事業者2社より、一機士1名、機関員1名
- ・ タンカー船に係る県内事業者1社より、司厨員1名

前月に比べ1件減少、また、前年同月に比べ9件増加となっております。

月間有効求人数は37件でした。

前月に比べ3件増加、また、前年同月に比べ18件増加となっております。

月間有効求人数の内訳は、商船等37件となっております。

月末未済求人数は33件でした。

●求職状況について

新規求職数は3名でした。

前月と同数、また、前年同月に比べて3名減少となっております。

新規求職数の内訳は、商船等3名となっております。

●新規求職した者の退職理由又は求職理由別内訳について

1月の新規求職者3名の退職理由は、自己都合が2名、海上勤務中の転職希望が1名となっております。

新規求職した者が所属していた会社所在地は、管内が1名、管外が2名となっております。

●求職状況について

月間有効求職数は12名でした。

前月に比べ3名減少、また、前年同月に比べて3名減少となっております。

月間有効求職数の内訳は、商船等10名、漁船2名となっております。

月末未済求職数は7名でした。

●成立状況について

2月の成立は1件でした。

●求人倍率について

2月の月間有効求人倍率は、3.08倍でした。

前月に比べ0.61ポイント増加、前年同月に比べ1.68ポイント増加となっております。

●失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は5名、支給延べ件数は5件です。

基本手当支給額は、商船等3件で339,174円、漁船2件で362,508円。総支給額は701,682円でした。

以上、令和8年2月分の管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

**上原部会長**

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問などはございますか。特にないようですので議事3意見交換に移りたいと思います。何かございますか。

### 角委員

商船やいまの状況はいかがでしょうか。情報があれば教えていただきたいです。

### 事務局（宜名真調整官）

新聞報道の範囲でのみ把握しております。

### 角委員

分かりました。

### 柴田委員

以前もお話ししましたが、商船やいまは台湾航路ですよね。八重山運輸事務所には外国船舶監督官は常駐していないということでしたが、八重山はクルーズ船も入っているのでこれを機にしっかりとしたPSCが必要ではないかということに改めて意見として申したいと思います。

### 上原部会長

他にございますか。久米島オーシャンジェットはどうなっていますか。

### 事務局（宜名真調整官）

ホームページから確認している情報ですが、久米島オーシャンジェット側のスケジュールが遅れ気味の様です。我々としては事業許可申請書の補正指示を依頼して調整をしており、正式な受付はまだできていない状況です。

### 柴田委員

事業許可がおりていなくても回航するのは問題ないですか。

### 事務局（宜名真調整官）

定期検査が終わっていれば問題ないと思います。

### 上原部会長

他にございますか。ないようでしたら事務局から資料の説明をお願いします。

### 事務局（宜保補佐）

資料3をご覧ください。最低賃金の改正に関する進捗等についてご報告させていただきます。左下の1月から3月の項目が該当箇所となります。

沖縄地方交通審議会からの答申に係る意見要旨を2月3日から2月18日（15日間）官報公示しましたところ、異議の申し立て等はありませんでした。それにより、2月20日付けで沖縄総合事務局長により船員の最低賃金の改正を決定し、同日付で官報公示手続きの依頼を国土交通省に行いました。特定最低賃金の改正決定に関する公示は3月13日から4月11日（30日間）官報公示がなされ、公示日から30日経過後の4月12日に効力が発生する予定となります。

また、最賃改正の周知につきましては、公示日に合せて、プレス発表、当局HPとSNSへの掲載し、対象の船舶所有者、地内航、旅客船協会の2団体に対し書面による通知を行い、村営の離島航路事業者6社に対しても併せて周知する予定です。

次の「事業者の皆様へ」をご覧ください。「内航」、「旅客」及び「かつお・まぐろ漁業」の最低賃金につきましては、ご覧のとおりとなります。なお、「いか釣り漁業」については漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第17号において、総トン数30トン以上の動力漁船により、釣りによっていかをとることを目的とする漁業として設定されており、「かつお・まぐろ漁業」と同額の最低賃金に改正する決定がされております。

最低賃金の改正に関する周知は、当局ホームページにおいて公表する予定ですが、併せて、内航・旅客の船舶所有者、漁業の船舶所有者、各漁業協同組合等へも周知を行う予定です。以上となります。

## 上原部会長

ただいまの説明について何か質問はございますか。ないようでしたら次回の開催について事務局から説明をお願いします。

## 事務局（桑江）

次年度の船員部会も今年度と同様に毎月第3木曜日11時からの開催としております。次年度の開催予定表もお配りしておりますのでご確認をお願いします。4月の船員部会は、4月16日木曜日、当局1階の共用会議室ABで11時から開催いたします。後日、改めて案内の文書をメールで送付いたしますので、ご出席できない場合は事前に事務局までご連絡をお願いいたします。

また、今回の議事録案につきましても後日メールで照会させていただきますので、ご確認をお願いします。

## 上原部会長

それでは以上をもちまして、本月の船員部会を終了といたします。お疲れ様でした。